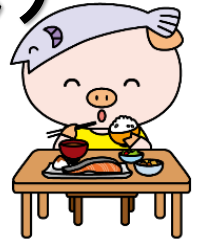


幼稚園副食費(おかず代) 補助事業



概要

令和元年から始まった「幼児教育・保育の無償化」において、
以下に該当する方は、副食費(おかず代)についても補助が受けられます。

対象者(①または②に該当する方)

① 保護者の令和8年度市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯

※ 父母合算額での算定となります。

※ 保護者の市民税が未申告の場合、副食費補助の決定は行えません。

※ 父母ともに非課税の場合は、同居の祖父母の所得割額を確認します。

② 児童が第3子以降の世帯

※ 小学校3年生までの兄弟を第1子としてカウントします。



(対象外の例：兄小学校4年生、姉小学校2年生(第1子)、幼稚園児童(第2子))

補助額

上限5,100円(月額)を補助します。

※ 園に支払った副食費が上限額を下回った場合は、実際に支払った金額が補助額となります。

※ 主食費(お米・麺・パンなど)は対象外です。

申請手続き

- ① 厚木市こども育成課で補助対象者を判定し、補助対象者のみ通知します。
- ② 補助対象者には、対象者通知と併せて補助金申請書兼請求書を送付します。
- ③ 補助金の交付は、令和8年11月下旬(4月～9月分)、令和9年5月下旬(10月～3月分)を予定しています。

※年度の途中で退園する方・市外に転出する方は、事前にご連絡ください。